

5 人材開発支援助成金（旧キャリア形成促進助成金）

1級：☆★ 2級：★

(1)制度の概要

- ・労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練などを計画に沿って実施した場合や人材育成制度を導入し労働者に適用した際に、訓練経費や訓練期間中の一部等を助成する制度。

(2)助成メニュー

I 特定訓練コース

- ・職業能力開発促進センター等が実施する在職者訓練(高度職業訓練)、事業分野別指針に定められた事項に関する訓練、専門実践教育訓練、生産性向上人材育成支援センターが実施する訓練等
- ・採用5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練
- ・熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練
- ・海外関連業務に従事する人材育成のための訓練
- ・厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練
- ・直近2年間に継続して正規雇用の経験のない中高年齢新規雇用者等(45歳以上)を対象としたOJT付き訓練

II 一般訓練コース

- ・特定訓練コース以外の訓練に対して助成

III キャリア形成支援制度導入コース

- ・セルフ・キャリアドック制度を導入し、実施した場合に助成
- ・教育訓練休暇等制度または教育訓練短時間勤務制度を導入し、実施した場合に助成

IV 職業能力検定制度導入コース

- ・技能検定に合格した従業員に報奨金を支給する制度を導入し、実施した場合に助成
- ・社内検定制度を導入し、実施した場合に助成
- ・業界検定制度を作成し、構成事業主の労働者に当該検定を受検させた場合に助成(事業主団体等のみ対象)

(3)支給要件と支給内容

- ・雇用関係助成金を受給する事業主(事業主団体を含む)は、各助成金の中の「対象となる事業主」に記載した要件を満たすほか、①雇用保険適用事業所の事業主であること、②支給のための審査に協力すること、③申請期間内に申請を行うことという3つの要件のすべてを満たすことが必要である。
- ・雇用関係助成金には、助成内容が中小企業と中小企業以外とで異なるものがある。
- ・「青少年の雇用の促進等に関する法律」(「若者雇用促進法」)に基づき、2015年(平成27年)10月1日から、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な企業を厚生労働大臣が認定する「若者雇用促進法による認定制度(ユースエール認定制度)」がスタートし、認定事業主に対する経費助成率が引き上げられた。

(参照：厚生労働省ホームページ「人材開発支援助成金（旧キャリア形成促進助成金）」)